

**新可燃ごみ処理施設整備・運営事業  
実施方針**

**平成27年11月6日**

**浅川清流環境組合**

# 目 次

I	特定事業の選定に関する事項.....	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	9
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	10
V	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	10
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	11
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	12
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	12
別紙1	計画地案内図.....	14
別紙2	事業スキーム図.....	15
別紙3	予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案）.....	16

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

組合	: 浅川清流環境組合をいう。浅川清流環境組合は日野市、国分寺市、小金井市の3市で組織する一部事務組合である。
本事業	: 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
特定事業の選定	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
新可燃ごみ処理施設	: 日野市、国分寺市、小金井市の3市から排出される、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性破砕残さの処理をするとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設（高効率ごみ発電：発電効率17%以上）をいう。
外構施設等	: 洗車場、車庫棟、駐車場、構内道路、構内排水設備、植栽・芝張り、門、囲障等その他をいう。
本施設	: 新可燃ごみ処理施設、計量棟、外構施設等から構成される施設を総称していう。
DBO方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
S P C	: 落札者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の構成企業及びS P Cで構成される。
落札者	: 選定された入札参加者をいう。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。S P Cの50%超の出資者となる。
建設 J V	: 組合と建設請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立しない。
基本契約	: 事業者の本事業を一括で発注するために、組合と事業者で締結する契約をいう。
建設請負契約	: 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設 J V等が締結する契約をいう。
運営委託契約	: 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、組合と S P Cが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する設計、建設及び運営の実施状況についての組合の監視をいう。

# I 特定事業の選定に関する事項

## 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

### (2) 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

### (3) 公共施設等の管理者

浅川清流環境組合 管理者 大坪 冬彦

### (4) 事業目的

浅川清流環境組合（以下、「組合」という。）を構成する日野市、国分寺市、小金井市の3市では、これまで各々で可燃ごみを処理してきたが、日野市、国分寺市の施設は老朽化が進行しており、また、小金井市は平成19年3月に二枚橋衛生組合の焼却炉が運転を停止して以降、多摩地域で焼却施設を運営する団体に焼却処理を委託している状況である。そのような状況を鑑み、3市共同で新たな施設の整備を行うこととした。

本事業は、ごみ処理施策をより効率的かつ効果的に推進するため、施設の設計・建設及び運営を行うことを目的とする。

### (5) 本施設の概要

新可燃ごみ処理施設	建設予定地	東京都日野市石田一丁目210番地の2 (別紙1参照)
	施設規模	全連続燃焼ストーカ炉方式：228t/24h (114t：2炉)
新可燃ごみ処理施設に関するその他施設	外構施設等	

### (6) 事業内容

#### ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて実施する事業であり、事業者が、組合の所有となる本施設について設計・建設、運営を一括して受託するDBO方式とする。

#### イ 契約の形態

(ア) 組合と事業者は、基本契約を締結する。

(イ) 基本契約に基づいて、組合は、設計企業と建設企業による建設JV等と本事業に係る建設請負契約を締結する。

- (ウ) 基本契約に基づいて、組合は、SPCと運営委託契約を締結する。
- (エ) 基本契約、建設請負契約、運営委託契約の3つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙2 事業スキーム図」に示す。

#### ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設・試運転期間：平成28年11月から平成32年3月までの3年5ヶ月間
- (イ) 運営期間：平成32年4月から平成52年3月までの20年間

#### エ 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、組合に引継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後15年目の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

#### オ 事業の対象となる業務範囲

##### (ア) 事業者が行う業務

###### ①本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 本施設の設計
- 2) 本施設の建設
- 3) 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- 4) 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- 5) 環境影響評価に関する支援
- 6) 組合が行う許認可申請支援
- 7) 建設工事に係る許認可申請
- 8) 近隣対応（事業者が負担すべき範囲）

###### ②本施設の運営に関する業務

- 1) 受付管理業務
- 2) 運転管理業務（焼却残さ等の副生成物の敷地内における運搬車両への積み込み含む）
- 3) 維持管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) 環境管理業務
- 6) 見学者対応支援、近隣対応（事業者が負担すべき範囲）、災害時対応等のその他関連業務

##### (イ) 組合が行う業務

###### ①本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- 2) 環境影響評価
- 3) 交付金申請

- 4) 施設設置に係る届出
- 5) 本施設の設計・建設工事監理
- 6) その他これらを実施する上で必要な業務

②本施設の運営に関する業務

- 1) 近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- 2) 運営モニタリング
- 3) 本施設の見学者対応
- 4) 余剰電力の売却
- 5) 焼却残さ等の副生成物の運搬・処分
- 6) その他これらを実施する上で必要な業務

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JVに支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 本施設の運営に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

キ 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、建設JVは申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

(7) 事業スケジュール（予定）

ア 落札者の選定	平成 28 年 8 月
イ 仮契約の締結	平成 28 年 9 月
ウ 契約議案の議会への提出	平成 28 年 11 月
エ 特定事業契約の締結	平成 28 年 11 月
オ 本施設の整備	平成 28 年 11 月～平成 32 年 3 月（3 年 5 ヶ月間）
カ 本施設の供用開始	平成 32 年 4 月
キ 本施設の運営	平成 32 年 4 月～平成 52 年 3 月（20 年間）

(8) 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 選定基準

本事業をPFI法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合または組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

### (2) 選定方法

組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

組合は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果の公表は、公告の手続きをもって行う。

## II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

組合は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う予定である。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成 27 年 11 月 6 日（金）	実施方針の公表
平成 27 年 11 月 6 日（金） ～11 月 26 日（木）	実施方針に対する質問・意見の受付
平成 27 年 12 月 16 日（水）	実施方針に対する質問・意見への回答の公表
平成 28 年 2 月	特定事業の選定・公表
平成 28 年 2 月下旬	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 28 年 2 月下旬	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成 28 年 3 月中旬	質問の受付（第 1 回）
平成 28 年 4 月上旬	質問回答の公表（第 1 回）
平成 28 年 4 月下旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成 28 年 5 月上旬	資格審査結果の通知
平成 28 年 5 月中旬	質問の受付（第 2 回）
平成 28 年 6 月上旬	質問回答の公表（第 2 回）
平成 28 年 6 月下旬	提案書の受付（入札）
平成 28 年 8 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 28 年 9 月	仮契約締結
平成 28 年 11 月上旬	本契約締結

#### (2) 応募手続き等

##### ア 実施方針に対する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を、様式第 1 号により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成 27 年 11 月 6 日（金）～26 日（木）午後 3 時

(イ) 提出方法：意見の提出方法は、原則として、添付の様式第 1 号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、浅川清流環境組合事務局に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○Eメール：kawasemi@asakawaseiryu.jp

○事務局：〒191-0021 東京都日野市石田一丁目 210 番地の 2  
（日野市クリーンセンター内）  
浅川清流環境組合 事業課

○電話番号：042-589-0555



イ 実施方針に対する質問及び意見への回答

提出された質問・意見及び質問に対する回答は、平成 27 年 12 月 16 日（水）より、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、P F I 法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成 28 年 2 月に公表する。

エ 入札公告（入札説明書等の公表）

平成 28 年 2 月下旬に入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表し、入札公告を行う。

オ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。

イ 入札参加者は、S P C への出資を予定する構成企業のみで構成されるものとし、構成企業以外の者の入札参加者への参画は認めない。

ウ 入札参加者のうちプラントの設計を実施する企業 1 者を組合との交渉窓口となる代表企業として定める。

エ 本事業の設計建設業務を建設 J V により実施する場合は、特定建設工事共同企業体（甲型）とするとともに、代表企業が建設 J V の代表者となるものとする。

オ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議のうえ、これを決定する。

カ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、組合が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

キ 落札者は、仮契約締結時までに特別目的会社（以下「S P C」という。）を日野市に設立するものとする。落札者の構成企業は全て S P C へ出資することとし、構成企業以外の者の出資は認めない。

ク 代表企業は、事業期間中にわたって、S P C の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をするとともに、100 分の 50 を超える議決権割合を有するものとする。

#### (2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、日野市の平成 28 年度の入札参加資格を有していること。  
なお、入札希望者は余裕を持って日野市の入札参加資格登録手続きを行うこと。
- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建屋担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
- (ア) 建屋の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) プラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での設計実績を 2 件以上有すること。
- ①平成 14 年 12 月以降に竣工した施設の受注実績であること。
- ②1 炉につき 114 t / 日以上 of 施設であること。
- ③ボイラータービン式発電設備であること。
- オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
- (ア) 建屋の建設を実施する企業
- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ②建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1000 点以上であること。
- (イ) プラントの建設を実施する企業
- ①建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ②地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での建設実績を 2 件以上有すること。
- a. 平成 14 年 12 月以降に竣工した施設の受注実績であること。
- b. 1 炉につき 114 t / 日以上 of 施設であること。
- c. ボイラータービン式発電設備であること。
- カ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成企業で運營業務を実施する場合は、(ア) は、全ての構成企業が満たすものとし、(イ)、(ウ) 及び (エ) は、少なくとも構成企業のうち 1 者は満たすものとし、(オ) は、補修工事を実施する構成企業が満たすものとする。
- (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- (イ) 一般廃棄物を対象とし、平成 14 年 12 月以降に竣工した発電付きストーカ炉施設の運転管理実績を 2 件以上有していること。

- (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。
- (エ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
- (オ) 日野市の平成28年度入札参加資格において焼却設備工事又は機械器具設置工事の業種登録のある者で、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

### (3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者
- イ 組合または、日野市、国分寺市、小金井市のいずれかにおいて指名停止を受けている者
- ウ PFI法第9条の各号の規定に該当する者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者または民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者
- カ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本項において、以下同じ。)
- キ 「浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

### (4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

## 4 審査及び選定に関する事項

### (1) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、学識経験者等で構成される「浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施

設整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

## （２）審査の手順及び方法

### ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

### イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、組合に提言する。

### ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

### エ 審査結果

組合は選定委員会の提言を受けて事業者を決定し、審査結果を公表する。

## Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担は、原則として別紙３に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

#### IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 計画地に関する事項

###### (1) 新可燃ごみ処理施設

所在地	東京都日野市石田一丁目 210 番地の 2
敷地面積	約 1.1ha (本事業で使用可能な敷地面積) ※なお、都市計画決定区域は約 2.9ha (日野都市計画汚物処理場・ごみ焼却場区域として都市計画決定している区域を継続)
区域区分	市街化区域
用途地域	準工業地域 (東側隣地は第 1 種低層住居専用地域)
防火地域	準防火地域
高度地区	第 2 種高度地区
容積率	200%以内
建ぺい率	60%以内

#### V 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

##### 1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

##### 2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所立川支部を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。
- (2) 運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

## Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

組合は、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

### 2 その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、組合は、受けることができるよう努める。

## Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成 28 年 11 月（予定）の組合議会において建設請負契約を対象として議決を受ける予定である。

### 2 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページにおいて行う。

### 3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

浅川清流環境組合 事業課

〒191-0021

東京都日野市石田一丁目 210 番地の 2（日野市クリーンセンター内）

電 話 042-589-0555

F A X 042-589-0545

E-mail kawasemi@asakawaseiryu.jp

様式第1号 実施方針に対する質問及び意見書

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業  
実施方針に対する質問及び意見書

平成 年 月 日

浅川清流環境組合 管理者 大坪 冬彦 様

提出者

会社名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

担当者

氏 名 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業の実施方針に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■ 質問

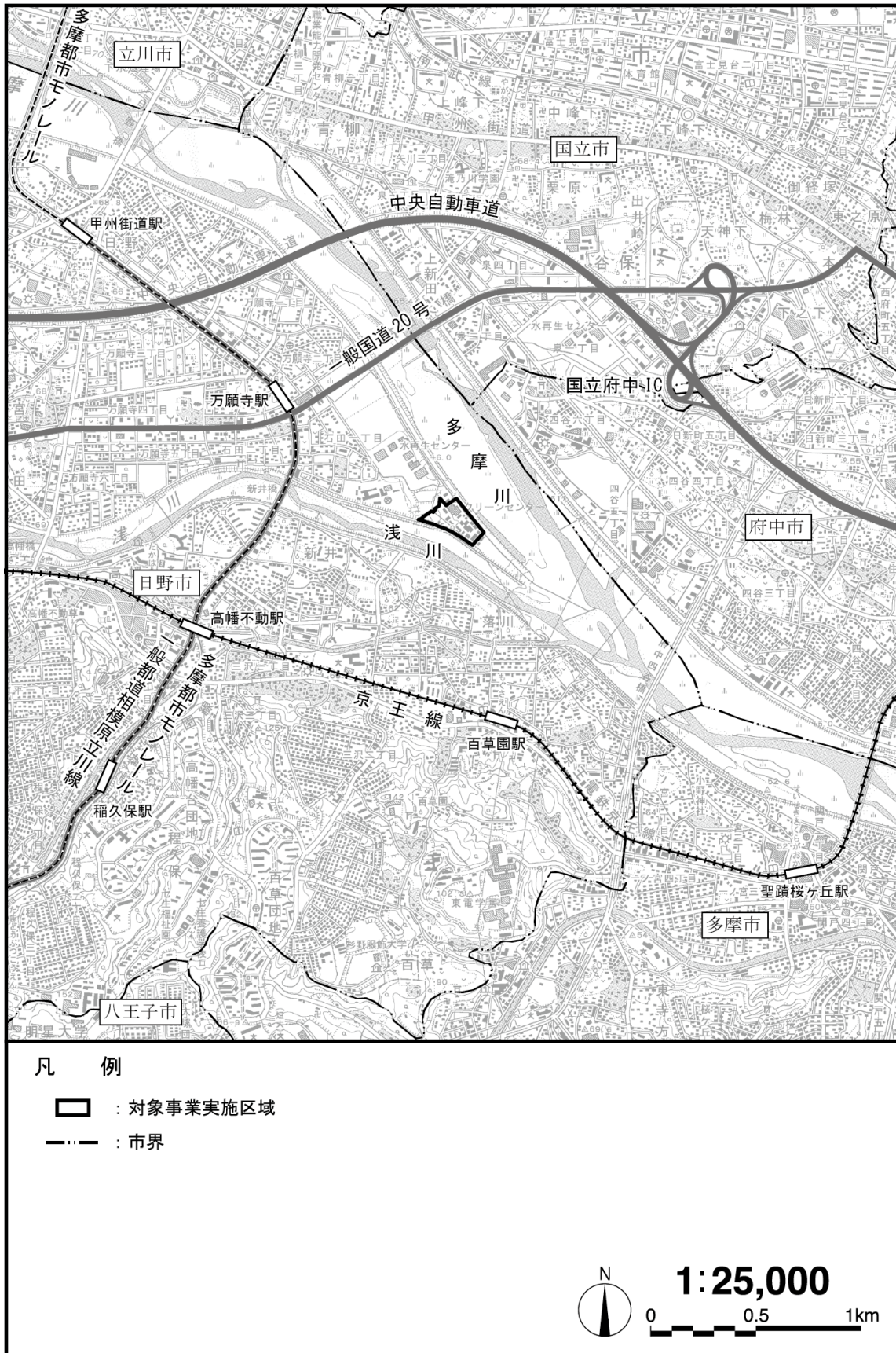
No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容
(例)	1	I	1	(6) イ (ア)	契約の形態	〇〇〇〇…
1						<p><b>別添のエクセルファイルにて ご記入いただき提出ください。</b></p>
2						
…						

■ 意見

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容
1						
2						
…						

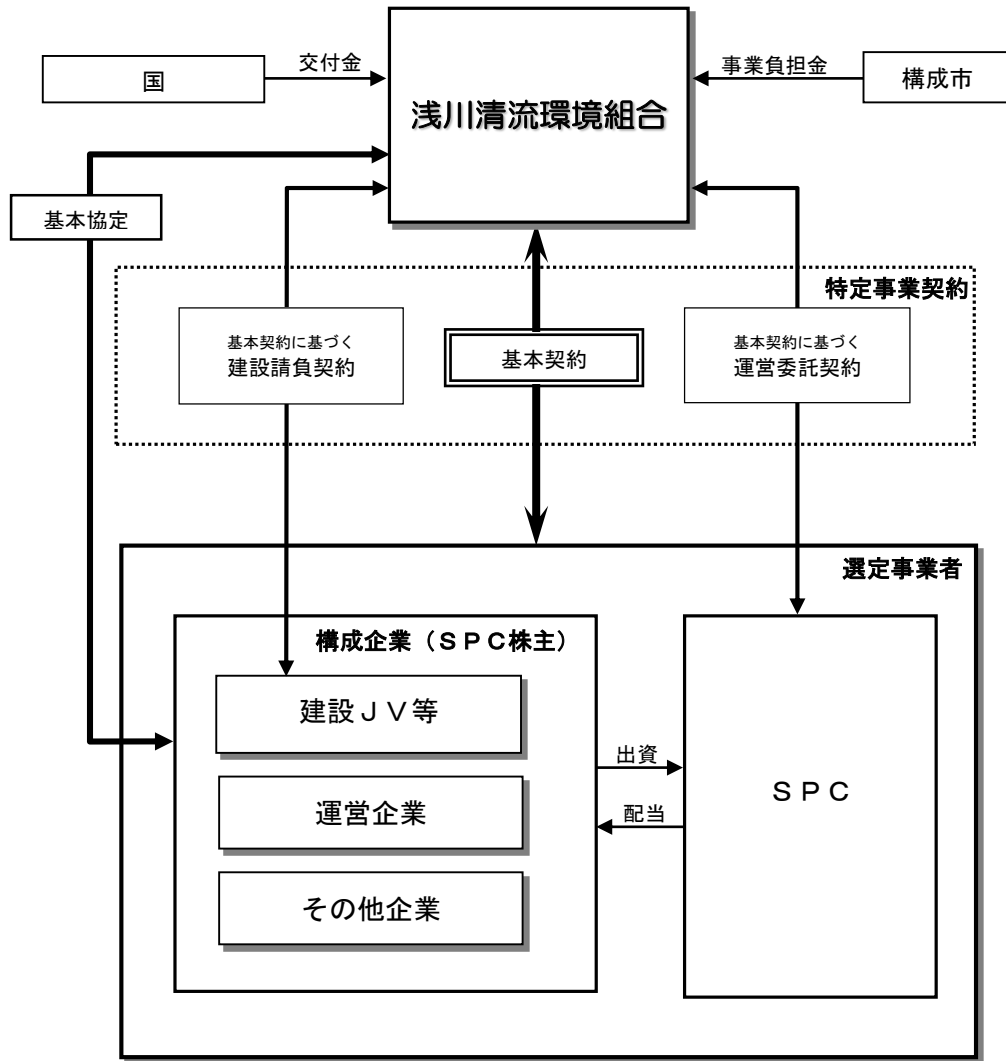


# 別紙1 計画地案内図



注) この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

別紙2 事業スキーム図



### 別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案）

※負担者 ○主分担、△従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			組合	事業者	
共通	入札説明書等	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○		
	応募費用	応募費用に関するもの		○	
	資金調達	組合が用意する資金調達に伴うもの	○		
		事業者が用意する資金の調達に伴うもの		○	
	用地確保	事業用地の確保に関するもの	○		
	制度	行政	特定事業契約に関する議会承認が得られない場合 ※1	○	○
			組合の政策方針や事業計画の変更によるもの	○	
			組合の財政破たんによるもの	○	
		法制度（税制度含む）	本事業に直接影響を及ぼす法制度等の新設・変更に関するもの	○	
			上記以外の法制度等の新設・変更に関するもの		○
		許認可	組合が取得すべき許認可に関するもの	○	
			事業者が取得すべき許認可に関するもの		○
	交付金	組合の事由による交付金の交付遅延	○		
		事業者の事由による交付金の交付遅延		○	
	社会	住民対応	本施設の設置自体に対する住民対応に関するもの	○	
			事業者の実施する業務に起因する住民対応に関するもの		○
		第三者賠償	組合の責によるもの	○	
			事業者の責によるもの		○
	環境保全	調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		○	
	物価変動	施設供用開始前の物価変動（施設整備費用に関するもの） ※2	○	△	
		施設供用開始後の物価変動（維持管理・運営費用に関するもの） ※2	○	△	
	債務不履行	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
		改善勧告にも関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○	
組合の債務不履行によるもの		○			
不可抗力	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの ※3	○	△		
設計	設計変更	組合の指示による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
		事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
	測量・調査	組合が実施した測量・地質調査結果に関するもの	○		
		事業者が実施した測量・地質調査結果に関するもの		○	
建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○			
	上記以外の要因によるもの		○		
建設	施設整備費増大	組合の指示、提示条件の不備・変更による施設整備費の増大	○		
		上記以外の要因による施設整備費の増大		○	
	地中埋設物	組合があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できない地質障害や地中障害物等	○		
		上記以外の事由によるもの		○	
	工事遅延	組合の指示、提示条件の不備等による供用開始遅延	○		
		上記以外の要因による供用開始遅延		○	
一般的損害	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○		
性能	要求水準との不適合（施工不良を含む）		○		

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			組合	事業者
運営	受入廃棄物の品質	受入廃棄物の質に起因する費用の増減等 ※4	○	△
	受入廃棄物の量	受入廃棄物の量の変動による費用の増減等 ※5	○	△
	処理不適物の混入	受入廃棄物への搬入禁止物混入による費用の増大等（事業者が善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合）	○	
		事業者の注意義務違反による費用の増大等		○
	副生成物の運搬	副生成物の運搬に関するもの	○	
	副生成物の処理	副生成物の処理に関するもの	○	
	売電収入	電力会社の売電単価変更による売電収入の変動	○	
		施設管理・運転不備その他要求水準との不適合に起因する運転停止等、事業者の事由による売電収入の減少		○
		上記以外の要因による売電収入の変動	○	
施設損傷	組合及び第三者に起因する事故・火災等の災害によるもの（事業者の管理不備の場合を除く）	○		
	事業者の管理不備、事業者に起因する事故・火災等の災害によるもの		○	
性能リスク	要求水準との不適合		○	
事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

- ※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
- ※2 一定の範囲の物価変動は事業者が負担する
- ※3 不可抗力の場合、事業者は一定の割合または一定の額を負担する
- ※4 事業者が実施すべき確認を怠っていた場合は事業者が負担する
- ※5 事業者は特定事業契約に基づく固定料金及び変動料金により業務を実施する